

大和市告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により次のとおり市道の路線の供用を平成30年1月22日から開始する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成30年1月22日

大和市長 大木 哲

路線名	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
桜ヶ丘宮久保線	上和田字新道添1015番4	上和田字新道添1019番7	2.13 ~3.36	31.69
上和田133号	上和田字新道添1015番4	上和田字新道添1014番2	4.74 ~4.97	45.65